

広島市条例第 4 4 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市認定こども園条例の一部を改正する条例

広島市認定こども園条例（平成 2 7 年広島市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

鈴峰園認定こども園	広島市佐伯区五日市中央四丁目 1 5 番 1 5 号
-----------	----------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において広島市保育園条例の一部を改正する条例（令和 8 年広島市条例第 4 6 号）による改正前の広島市保育園条例（昭和 2 3 年 1 0 月 4 日広島市条例第 4 4 号）別表に掲げる鈴峰園保育園に在園する乳幼児の保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 1 項に規定する保護者をいう。）が、この条例の施行の日以後引き続き鈴峰園認定こども園に当該乳幼児を子ども・子育て支援法（平成 2

4 年法律第 6 5 号) 第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもとして入園させようとするときは、広島市認定こども園条例第 5 条に規定する入園手続を経ないで、入園させることができる。